

告示

埼玉県告示第千百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）羽生市岩瀬複合商業施設計画

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五百八十五番地、外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）羽生市岩瀬複合商業施設計画

埼玉県羽生市羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業施工地区内

百八街区三十四画地

（変更後）（仮称）羽生市岩瀬複合商業施設計画

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五百八十五番地、外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

（変更後）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 二者未定

（変更後）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計三者

ハ 変更年月日

令和三年三月十二日外

ニ 届出年月日

令和三年九月十五日

二 縦覧期間

令和三年十月二十二日から令和四年二月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月二十二日から令和四年二月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課